

四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第17号

四日市市環境保全審議会条例の一部を改正する条例

四日市市環境保全審議会条例（昭和63年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審議会の庶務) 第11条 審議会の庶務は、環境部 <u>環境政策課</u> において処理する。	(審議会の庶務) 第11条 審議会の庶務は、環境部 <u>環境保全課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(環境部環境保全課)